

## ◇被相続人居住用家屋等確認申請書 添付書類一覧◇

☆申請書の様式ごとに添付書類が異なります。不明点等ございましたら、まちづくり再生課までご相談ください。

- ・【別記様式1-1】…相続した空き家を耐震基準に適合させ譲渡する場合
- ・【別記様式1-2】…相続した空き家を取り壊してから譲渡する場合
- ・【別記様式1-3】…相続した空き家を譲渡した後に買主が当該空き家を取壊す又は耐震基準に適合させる場合

\*下記添付書類と申請書は、申請者おひとりにつき【1通（添付書類含む）】が必要です。

\*免除の対象となるかについては、所管の税務署でお確かめください。先に確認していただくことをおすすめいたします。

\*書類が揃ってから確認書のお渡しまでに、10営業日程度お時間をいただきます。お時間に余裕をもってご申請ください。

\*郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。

\*手続きを代理で行う場合には委任状（様式は任意）が必要です。（申請者の署名または記名・押印のあるもの、委任者・受任者と委任事項が確認できるもの）

様式 1-1	様式 1-2	様式 1-3	必要書類	コピー 不可※1	確認事項	取得先	備考	
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	被相続人の除票住民票	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡日（相続発生日）</li> <li>・死亡日の住所が空き家（又は老人ホーム等の所在地）</li> </ul>	市役所 市民課、出張所等	・被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合には、当該被相続人の戸籍の附票の写しが必要
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続人（全員）の住民票	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡日以降譲渡までの相続人の住所</li> </ul>	住所地の市町村窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、老人ホーム等入所の直前）から当該家屋の取壊し日までの住所がわかるもの</li> <li>*上記の期間に相続人が転居している場合、期間中の住所地がわかる「戸籍の附票」が必要</li> <li>*相続人が複数いる場合、申請の有無に関わらず、相続人全員分の住民票が必要</li> </ul>
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の所在地</li> <li>・譲渡金額が1億円以下</li> <li>・譲渡日（引渡し日）</li> <li>・譲渡日が取壊し日以降であること</li> </ul>	仲介不動産業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人が売主となっていること</li> <li>*【様式1-3】の場合、譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は取壊し等することを約したことがわかること</li> </ul>
④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人の数</li> </ul>	法務局（府中）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書が必要</li> </ul>
	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※2	閉鎖事項証明書	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続した家屋の取壊し日</li> <li>・建築年月日</li> </ul>	法務局（府中）、除却工事施工業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかの書類でも代用可</li> <li>併せて家屋の建築年月日を確認できる書類（*）が必要</li> <li>・建物滅失登記の登記完了証</li> <li>・当該家屋の除却工事に係る請負契約書の写し</li> <li>・請求書と領収書の写し（両方必要。またいずれかに家屋の所在地が正確に記載されていること）</li> <li>・解体業者の発行する建物取壊し証明書（解体業者の印鑑証明書の添付が必要）</li> <li>*未登記の場合、建築年月日が確認できる、固定資産税課税証明書や課税明細書</li> </ul>
下記の（i）～（ii）の書類のいずれか								
⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	（i）電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続発生日以降、譲渡の日までの間に、電気、水道又はガスの使用を中止している（空き家である）こと</li> </ul>	契約をしていた各種会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気・水道・ガスのいずれかひとつ</li> <li>*被相続人の死亡日～家屋の取壊し日までの期間に使用中止されていることが確認できるもので、家屋の所在地と契約名義人（支払人）が正確に記載されていること</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	（ii）仲介業者の広告		<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシやホームページ等の広告（宅地建物取引業者によるものに限る）</li> </ul>	宅地建物取引業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地建物取引業者の作成する広告チラシや物件概要書、あるいは、物件概要の記載されたホームページ画面の印刷等</li> <li>*発行日（情報公開日）等の記載があること、現況「空き家」の記載があること</li> <li>*【別記様式1-2】の場合、家屋の取壊し後に、敷地のみ広告したものではありませんので空き家の確認ができないため、（i）の書類をご用意ください。</li> </ul>

## ◇被相続人居住用家屋等確認申請書 添付書類一覧◇

様式 1-1	様式 1-2	様式 1-3	必要書類	コピー 不可※1	確認事項	取得先	備考
【耐震基準に適合することとなった場合】下記の（i）～（iii）の書類の全て							
-	-	□	（i）耐震基準適合証明書 又は建設住宅性能評価書 のコピー		・耐震基準に適合することとなった日	建築士 等	下記の機関からも取得可能 ・指定確認検査機関 ・登録住宅性能評価機関 ・住宅瑕疵担保責任保険法人 等
-	-	□	（ii）工事請負契約書の コピー		・耐震改修工事の完了日	施工業者 等	
-	-	□	（iii）工事費用の請求書や 領収書等		・耐震改修工事の完了	施工業者 等	
【取壊し・除却の場合】							
-	-	□	閉鎖事項証明書	✓	・家屋の取壊し日	法務局（府中）	未登記の場合、下記の書類が必要 （その取壊し等をした時期及び対象を確認できるもの） ・解体工事の請負契約書のコピー ・工事費用の請求書や領収書等
⑦	-	□	除却後の敷地の写真		・敷地を事業用に使用していないこと	ご自身で撮影、 除却工事施工業者 等	*取壊し後、譲渡日までの期間のもので、更地の状態の写真であること *撮影日を明記すること（手書き可）
【被相続人が老人ホーム等に入所していた場合】下記の（i）～（iii）の書類の全て							
⑧	□	□	（i）介護保険の被保険者 （写）、または、障害福祉サー ビス受給者証（写）等		・要介護認定を受けていたこと	各認定機関等、 福祉施設 等	・要介護認定等の決定通知書 ・市区町村作成の要介護認定を受けたことを証する書類（保険証 等） ・要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録
□	□	□	（ii）施設への入所時に おける契約書（写）等		・老人ホーム等に該当するか	福祉施設 等	入所していた施設が以下の施設等であること ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・介護老人保健施設、介護医療院 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・障害者支援施設、共同生活援助を行う施設
□	□	□	（iii）⑤（i）の書類、ま たは、老人ホーム等が保有 する外出・外泊等の記録等		・敷地を事業等の用に 使用していないこと	契約をしていた 各種会社、福祉施設 等	・⑤（i）の書類との兼用可 ・家屋を宛先住所として届いた、公的機関等から被相続人宛の入所期間中の郵便物等 も可

※1…原則コピー不可

※2…取壊し・除却又は滅失の場合のみ必要です。

◎問い合わせ 稲城市役所 3階 まちづくり再生課

TEL : 042 - 378 - 2111（内324）  
E-mail : machi-saisei@city.inagi.lg.jp